

第 7 3 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提 出

大山崎町長 前川 光



専 決 処 分 書

令和3年度大山崎町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法  
第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月28日

大山崎町長 前川 光



令和3年度大山崎町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度大山崎町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,614,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月28日 専 決

大山崎町長 前川 光

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		882,859	498	883,357
	2 国庫補助金	216,032	498	216,530
歳	入	合	計	
		6,614,183	498	6,614,681

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		629,271	498	629,769
	1 保健衛生費	359,362	498	359,860
歳	出	合	計	
		6,614,183	498	6,614,681



大山崎町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	882,859	498	883,357
歳入合計	6,614,183	498	6,614,681

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	629,271	498	629,769	498			
歳 出 合 計	6,614,183	498	6,614,681	498			

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫補助金	22,219	498	22,717	1 保健衛生費補助金	498	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 国庫補助金 498
計	216,032	498	216,530			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 予防費	200,911	498	201,409	498			12 委託料	498	新型コロナウイルスワクチン接種 事業 12 委託料 ・システム改修委託料	498 498
計	359,362	498	359,860	498						